

総務教育常任委員会資料

(令和7年8月21日)

[件名]

国家公務員の給与等に関する人事院勧告の概要について…………… 2

人事委員会事務局

国家公務員の給与等に関する人事院勧告の概要について

令和7年8月21日
人事委員会事務局

令和7年8月7日（木）に国家公務員の給与等に関する人事院勧告等が行われましたので、その概要を報告します。

【民間給与との較差に基づく給与改定】

① 月例給

- ・民間給与との較差（3.62%）を埋めるため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ

② ボーナス

- ・支給月数を0.05月分引き上げる（現行4.60月→4.65月）

※人事行政諮問会議（人事院所管）の最終提言（令和7年3月）を踏まえ、官民給与の比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ

1 月例給

(1) 官民の比較（令和7年4月分を調査）

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差 (A) - (B)
429,494円	414,480円	15,014円 (3.62%)

※ 国家公務員給与は行政職俸給表（一）適用職員の額

(2) 改定内容

俸給表の引上げ

（平均改定率（行政職俸給表（一））3.3%。大卒初任給の12,000円引上げなど若年層に重点）

(3) 実施時期

令和7年4月1日

2 ボーナス（期末・勤勉手当）

(1) 官民の比較（令和6年8月～令和7年7月を調査）

民間(A)	国家公務員(B)	較差 (A) - (B)
4.65月分	4.60月分	0.05月分

※ 国家公務員は期末手当と勤勉手当の支給月数の合計

(2) 改定内容

支給月数の引上げ 現行4.60月分→4.65月分（0.05月分引上げ）

※ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

(3) 実施時期

令和7年4月1日

3 その他の主な給与制度の見直し

(1) 通勤手当

- ・自動車等使用者の通勤手当について、「100 km以上」を上限とする新たな距離区分及び駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（令和8年4月実施）
- ・現行の「60km以上」までの距離区分についても手当額を引上げ（令和7年4月実施）

(2) 在級期間表の廃止

- ・昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間表）を廃止（令和8年4月実施）